

京進のほいく えん HOPPA ガーデンビュー千葉駅前 運営規程

(施設の名称等)

第1条 株式会社 HOPPA が設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 京進のほいく えん HOPPA ガーデンビュー千葉駅前

(2) 所在地 千葉県千葉市中央区新千葉2丁目2番1号

新日本 EX ビル 4F

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 京進のほいく えん HOPPA ガーデンビュー千葉駅前以下、「当園」という。) は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき保育を提供する。

保育理念

子どもたちの自立を育み、輝きを引き出し、健やかな成長を応援します。

＜ひとりひとりを大切にする保育＞

個々の発達段階を丁寧に見つめ、ふさわしい援助を心がけます。

＜主体性を大切にする保育＞

子ども自身が持つ、伸びようとする力を大切に育んでいきます。

保育の基本方針

＜卓越した安全安心＞

(安全)園内外における子どもを取り巻くすべての人的環境、物的環境を整え、

全職員の共通理解や体制づくりを最優先に取り組みます。

(安心)子どもたちが豊かな愛情のなかで情緒の安定した生活ができる環境を作るため

「報告」・「連絡」・「相談」を実践します。

＜心身の健やかな成長と自立＞

・人とのかかわりを大切にし、愛情や信頼感・自主協調性を養い、自分で考え、

行動しようとする子どもの「生きる力」を大切にします。

〈家庭と地域への子育て支援〉

- ・子どもの生活が家庭と保育で一体となるよう、多様化した家庭の実態を受け止め、よりよい協力関係を築きます。
- ・関係機関と連携を図りながら、保育所の専門性を生かし、地域の子育て支援に努めます。

①安全・安心

設備、環境は整えることはもちろん全ての職員がお子様の行動をしっかりと把握し、安心、安全に関わる全ての事項に最優先で取り組みます。

②心身の健やかな成長と自立

栄養管理の行き届いた食事、筋骨の発達を促す運動、気持ちのよい挨拶習慣。それらを柱として、将来にわたりお子さまの自立に必要な基本的習慣を日々の生活の中で楽しく身につけられるよう、保育します。

③ご家庭と園が一体となり取り組む保育

子育てにおけるご家庭での問題を支援し、お子様の生活がご家庭と保育園で一体となるよう、保護者の皆様と積極的に連携を取り、保育します。

2 当園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第86号。以下、「認可基準」という。)及び千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例48号。以下、「運営基準」という。)、その他関係法令を遵守して運営する。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 延長保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所する児童数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とす

る。

(1) 施設長 1人(常勤専従)

(2) 主任保育士 1人(常勤専従)

(3) 保育士は認可基準第46条第2項(以下、配置基準という。)に応じた数以上の数を配置する。

(4) 嘱託医 1人

(5) 嘱託歯科医 1人

(6) 調理員 2人

2 職員の職務は、認可基準、職員服務関連規程、その他関係法令の定めるところによる。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月4日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除き、午後6時から午後8時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後8時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(保育料等)

第7条 保護者は、運営基準第13条第1項の規定により、居住する市町村(特別区を含む。以下、「居住市町村」という。)が定める額の基本保育料を、居住市町村へ支払うこととする。

2 前項に定めるところのほか、保護者は、延長保育料及び一時預かりに係る使用料を当園に支払うこととする。

3 前2項に定めるところのほか、当園は、運営基準第13条第4項により、当園を利用するにあたり通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについて、別表1に掲げる金額を徴収する。

(児童の区分ごとの利用定員)

第8条 当園の利用定員は59人とし、児童の区分ごとに次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育時間の認定を受けた満3歳以上の児童 36人
- (2) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の児童 20人
- (3) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 3人

(利用の開始に関する事項等)

第9条 当園は、居住市町村が行った利用調整により当園の利用が決定された際には、保育の提供を開始する。

2 当園は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意を得ることとする。

3 保育時間の認定を受けた児童の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、運営基準第7条により、できる限り協力する。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法における教育・保育給付認定の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第11条 当園は、運営基準第18条に従って、保護者等への連絡、その他関係機関との連携を図る。

2 当園は、認可基準第6条の規定により、非常災害に係る対策を講じることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 当園は、利用児童に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講ずる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】

当事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり利用者から実費相当額を徴収する（物価変動の影響等により徴収額が変動することがある。）

◆文房具代（教具・教材費用として）※すべて税込

- ・おたよりファイル 300 円
- ・帽子代（2 歳児以上）1330 円
- ・お道具箱セット（3～5 歳児）2550 円
→道具箱・のり・はさみ・クレヨン・自由帳
- ・粘土 330 円
- ・粘土ケース 250 円
※のりの補充 180 円/1 回
- ・水性マーカー12 色（3～5 歳児）890 円
- ・氏名ゴム印 210 円※英語表記の場合は 250 円
- ・卒園アルバム代（5 歳児）8800 円

◆主食代 3 歳児以降 1500 円

副食代 3 歳児以降（免税対象者を除く）4500 円

補食代 1 8 時以降に延長保育を利用 1500 円

※ 物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。